

議案第25号

守口市営住宅条例の一部を改正する条例案

守口市営住宅条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成31年3月6日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市営住宅条例の一部を改正する条例

守口市営住宅条例（平成9年守口市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市民の住宅不足を緩和し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため本市に市営住宅を設置する。</u></p> <p>2 略</p> <p>第2条から第21条まで 略</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p><u>(5) マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）第117条の規定による申出をした者</u></p> <p>2 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第20条第1項第2号イの条例で定める金額<u>及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律第118条第1項第2号イの条例で定める金額</u>は、214,000円とする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、<u>本市に市営住宅を設置する。</u></p> <p>2 略</p> <p>第2条から第21条まで 略</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p><u>(5) 市営住宅の用途廃止に関する事業に伴い、市営住宅の明渡しをしようとする者であって他の公営住宅への入居を希望したもの</u></p> <p>2 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第20条第1項第2号イの条例で定める金額は、214,000円とする。</p>

3 略

第 23 条から第 27 条まで 略

(公営住宅建替事業による家賃の特例)

第 28 条 市長は、法第 40 条第 1 項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、前条第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

以下 略

3 略

第 23 条から第 27 条まで 略

(公営住宅建替事業等による家賃の特例)

第 28 条 市長は、法第 40 条第 1 項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合又は 第 22 条第 1 項第 5 号に該当する者が新たに他の公営住宅に入居する場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、前条第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

以下 略

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。